

瑞穂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

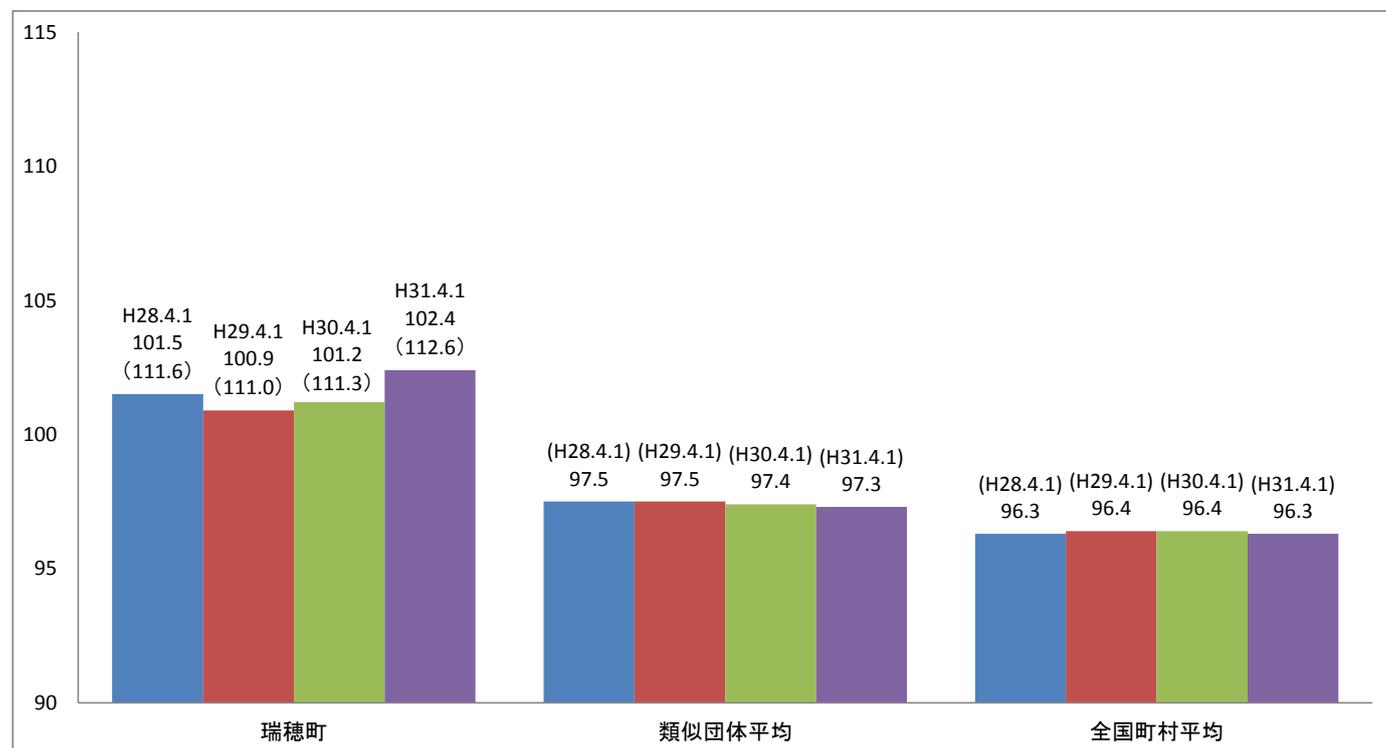
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	33,213	15,329,194	187,241	2,069,809	13.5	13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
30年度	197	740,543	182,575	351,387	1,274,505	6,470	5,792	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※ 31年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

町職員と国家公務員を比較したときに職員の総数に開きがあるため、採用及び退職、人事異動等により職員構成に変動があると、ラスパイレス指数に大きな影響があります。平成31年4月1日のラスパイレス指数は職員構成の変動により前年から大きな上昇がありました。ラスパイレス指数の改善のため、平成31年度から国と同様に55歳を超える職員の昇給を停止しました。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(内容) 変更なし

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

② 地域手当の見直し

(支給割合) 変更なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瑞穂町	43.0 歳	328,563 円	386,050 円	340,150 円
東京都	41.7 歳	314,459 円	448,732 円	395,986 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

② 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
瑞穂町	57.3 歳	339,300 円	382,530 円	379,830 円	—	—	—	—
うち用務員	57.3 歳	339,300 円	382,530 円	379,830 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.81
東京都	49.9 歳	291,617 円	393,246 円	361,139 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	287,312 円	329,380 円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	296,059 円	329,225 円	314,491 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
瑞穂町	— 円	— 円	—
うち用務員	6,381,256 円	2,883,400 円	2.21

※民間データは、賃金構造基本統計において公表されているデータを使用しています。(平成28～30年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
瑞穂町	49.4 歳	464,900 円	765,100 円
東京都	40.2 歳	337,408 円	436,727 円
類似団体	39.3 歳	286,041 円	319,417 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		瑞穂町	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	183,700 円	183,700 円	180,700 円
	高 校 卒	145,600 円	145,600 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	286,225 円	— 円	369,725 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

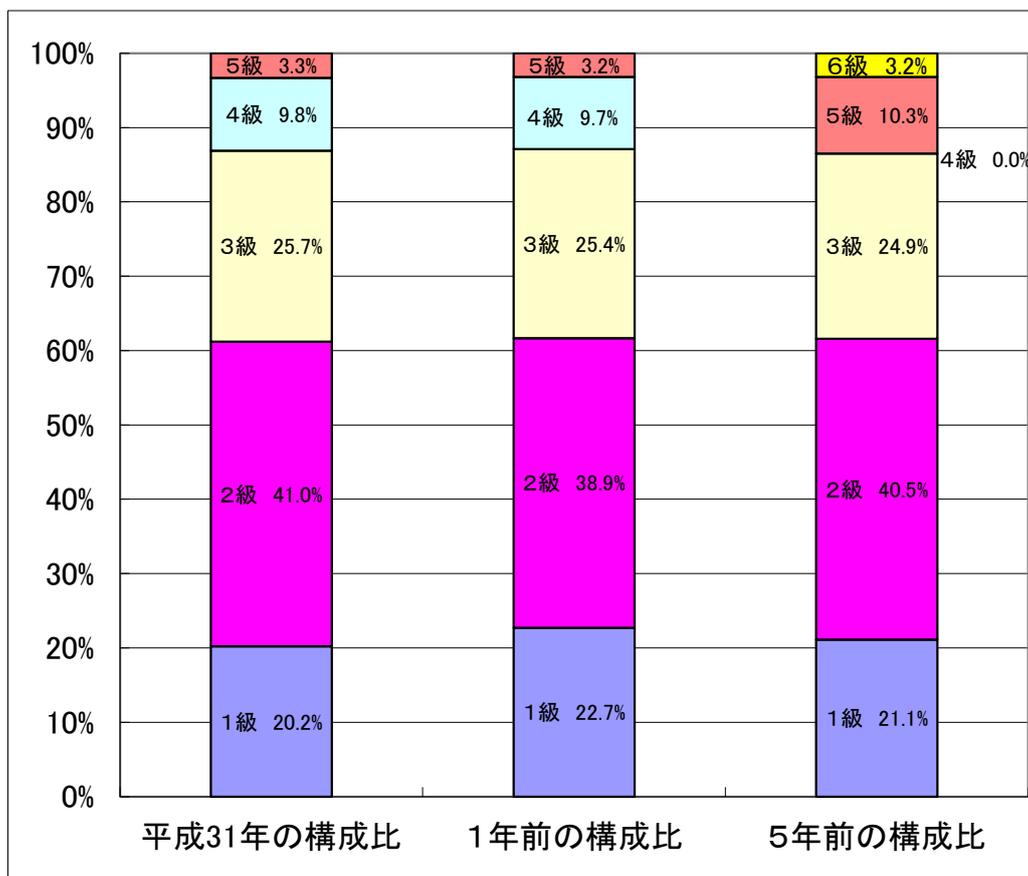
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	37 人	20.2 %	141,300 円	324,300 円
2級	主任	75 人	41.0 %	199,100 円	362,500 円
3級	係長・主査	47 人	25.7 %	224,800 円	415,100 円
4級	課長・主幹	18 人	9.8 %	284,000 円	455,000 円
5級	部長	6 人	3.3 %	472,000 円	494,000 円

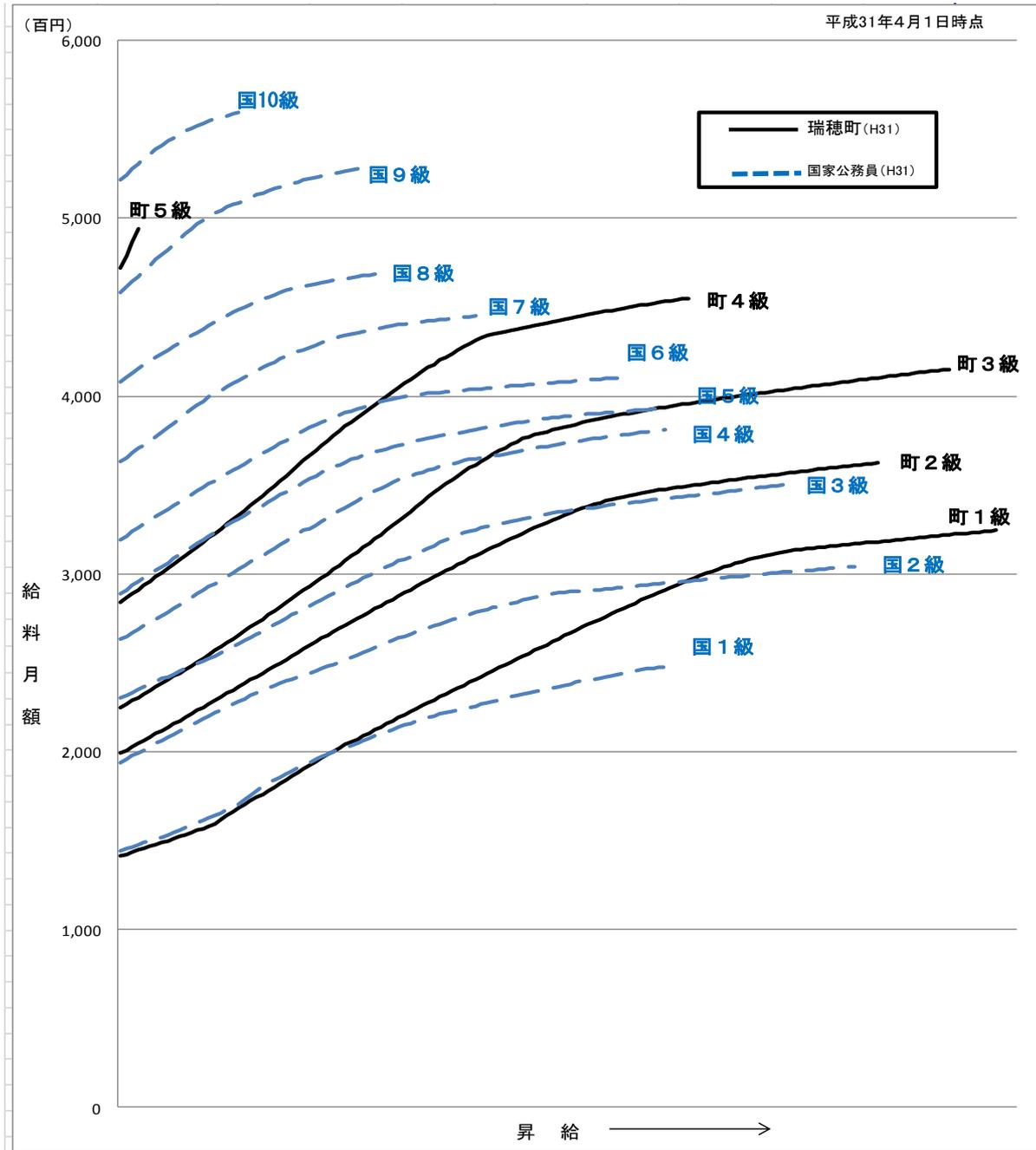
(注) 1 瑞穂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 1 平成21年4月1日に7級制から6級制に変更（旧給料表の1級及び2級を廃止し、新たな級を設置）しています。
- (注) 2 平成27年4月1日に6級制から5級制に変更（旧給料表の3級及び4級を廃止し、新たな3級を設置）しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事考課の活用状況（瑞穂町）

平成31年4月1日から 令和2年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事考課（評価）を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事考課（評価）を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瑞穂町	東京都	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,634 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,874 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事考課の活用状況（瑞穂町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事考課（評価）を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事考課（評価）を活用していない				

（２）退職手当（平成31年4月1日現在）

（支給率）	瑞穂町		東京都		国	
	普通退職	定年等退職	普通退職	定年等退職	普通退職	定年等退職
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	23.00 月分	23.00 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	30.50 月分	30.50 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	43.00 月分	43.00 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	43.00 月分	43.00 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～20%		定年前早期退職特例措置2～20%		定年前早期退職特例措置2～45%	
1人当たり平均支給額	0 円	26,864,500 円				

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		92,777 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		416 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	10.0 %	223 人	— %

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		30 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		2,171 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)		10.1 %	
手当の種類 (手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (30年度決算)	左記職員に 対する支給単価
防疫作業手当	患家消毒及び家畜伝染病防疫作業に従事した職員	—	1回 500円
行旅病取扱手当	行旅病人取扱作業に従事した職員	—	1件 1,000円
	行旅病死体処理に従事した職員	—	1件 1,500円
滞納処理及び処分手当	町税等の滞納整理に従事した職員	5,400円	日額 200円
	町税等の差押え処分に従事した職員	15,400円	日額 700円
危険手当	危険物薬品をもって農作物害虫防除の指導及び作業に従事した職員	—	日額 300円
環境整備手当	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく測定及び立入検査等に従事した職員	—	日額 200円
特定危険現場作業手当	現場において特殊自動車運転に従事した職員	—	日額 200円
	交通を遮断することなく道路の維持・補修等に従事した職員	—	日額 300円
	高さ10m以上の足場の不安定な場所において検査等の業務に従事した職員	—	日額 300円
	公共下水道管内作業等に従事した職員	9,600円	日額 300円
災害出動手当	勤務時間外に火災、風水害等に出動した職員	—	1件 300円
犬猫等処理手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員	—	1件 300円

(5) 超過勤務手当

支給実績 (30年度決算)	47,758 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	257 千円
支給実績 (29年度決算)	49,982 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	272 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 (3級以下職員)	6,000 円	異なる	6,500 円	23,705 千円	232,404 円
	配偶者 (4級職員)	3,000 円		6,500 円		
	子	9,000 円		10,000 円		
	父母等 (3級以下職員)	6,000 円		6,500 円		
	父母等 (4級職員)	3,000 円		6,500 円		
	16~22歳の子への加算	4,000 円		5,000 円		
住居手当	自己住宅所有	支給なし	異なる	支給なし	3,365 千円	146,330 円
	賃貸住宅(注)	15,000 円		限度額 27,000 円		
通勤手当	交通機関利用者	定期券相当額 (6月分一括支給)	異なる	定期券相当額 (6月分一括支給) 上限55,000円	9,054 千円	59,567 円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 2,700円~7,400円		通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 2,000円~31,600円		

(注) 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等であり、当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給します。

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		給 料	月 額	等
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給 料	町 長	763,000 円	920,000 円 /	517,800 円
	副 町 長	666,000 円	760,000 円 /	384,000 円
	教 育 長	637,000 円	- /	-
報 酬	議 長	420,000 円	499,000 円 /	252,000 円
	副 議 長	360,000 円	430,000 円 /	202,000 円
	議 員	340,000 円	400,000 円 /	174,000 円
期 末 手 当	町 長	(30年度支給割合)		
	副 町 長	4.50	月分	
	教 育 長			
	議 長	(30年度支給割合)		
	副 議 長	3.90	月分	
	議 員			
退 職 手 当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×勤続年数×400/100	12,208,000 円	任期ごと
	副 町 長	給料月額×勤続年数×300/100	7,992,000 円	任期ごと
	教 育 長	給料月額×勤続年数×250/100	6,370,000 円	任期ごと
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

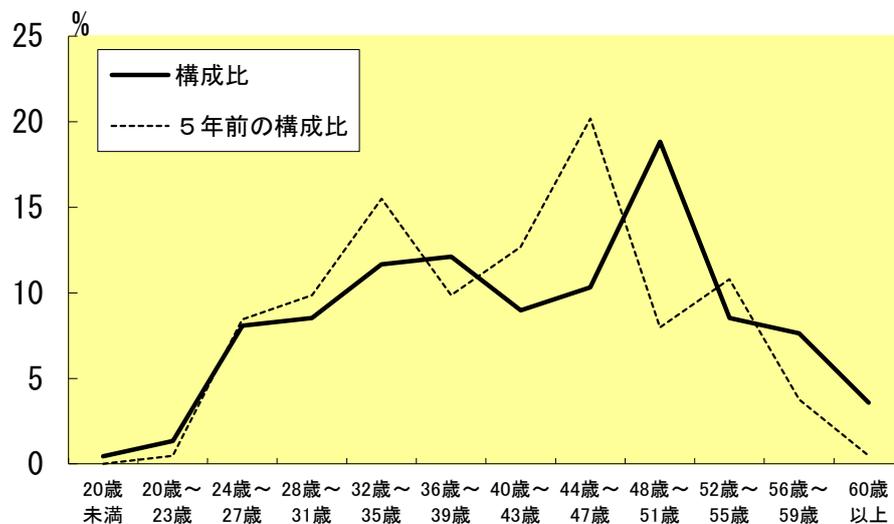
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数			主な増減理由	
		平成30年	平成31年	増員数	減員数	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	0	0	
		総務企画	65	70	7	2	5	第5次長計策定に伴う増、人材育成担当強化に伴う増、広報編集業務のアウトソーシングによる業務量減、欠員不補充による減
		税務	18	18	0	0	0	
		民生	29	34	5	0	5	欠員補充による増、派遣による増
		衛生	18	17	0	1	△1	欠員不補充による減
		農林水産	4	4	0	0	0	
		商工	3	3	0	0	0	
		土木	24	22	0	2	△2	欠員不補充による減
		計	165	172	12	5	7	<参考> 人口1万当たり職員数 51.78人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 51.08人)
	教育部門	31	33	2	0	2	欠員補充による増、一般任期付職員の新規配置による増	
小計	196	205	14	5	9	<参考> 人口1万当たり職員数 61.72人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.10人)		
公営企業等会計部門	下水道	5	5	0	0	0		
	その他	14	13	0	1	△1	係の定員人数削減による減	
	小計	19	18	0	1	△1		
合計	215 [248]	223 [248]	14	6	8	<参考> 人口1万当たり職員数 67.14人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	18人	19人	26人	27人	20人	23人	42人	19人	17人	8人	223人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	161	162	162	162	165	172	11 (2.5%)
教育	34	33	32	32	31	33	△1 (△16.2%)
普通会計	195	195	194	194	196	205	10 (△1.0%)
公営企業等会計	18	19	19	19	19	18	0 (11.8%)
総合計	213	214	213	213	215	223	10 (0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数